

「新しい生活様式」に対応した
桐生市立幼稚園教育活動マニュアル (R3.4月版)



キノピー

地域の感染状況に応じて感染リスクを低減する工夫をしながら、
子どもたちにとって必要な教育活動を進めていきましょう！

桐生市教育委員会

令和3年4月12日 現在

■基本方針

- 桐生市においては、コロナ禍においても、できる限り子どもたちの学びを保障するため、文部科学省「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル ～『学校の新しい生活様式』～」における行動基準と、群馬県の「社会経済活動再開に向けたガイドライン」を参考に、適切な感染防止対策を講じながら教育活動を実施することを基本方針とする。

- 各学校・園（以下「各校園」）では、感染症対策の3つのポイントである「感染源を絶つ」「感染経路を絶つ」「抵抗力を高める」を踏まえ、「新しい生活様式」を積極的に実践し、幼児・児童生徒、家族、教職員の健康観察の徹底、手洗いや咳エチケットなどの徹底、運動や各行事をはじめとしたバランスのとれた教育活動の実施や幼児・児童生徒の心身のケア、家庭での栄養や睡眠等の配慮などを重点とした取組を行う。

- 各校園では、本マニュアルで示した対応を基本とし、**学校(園)規模等の実情に応じた教育活動を計画・実施する**。また、感染防止対策について、学校(園)医や学校(園)歯科医、学校(園)薬剤師等に相談し助言を受けるなど、連携して対応する。

- 昨年度の取組において、各校園内に陽性者が発生した場合でも、濃厚接触者を出さない対策をとっていたことで、感染の拡大を防ぐことができています。このことについて、各校園内で共通理解をし、継続して留意する。

※**濃厚接触者**（厚生労働省の定義）

『必要な感染予防策をせずに手で触れること、または対面で互いに手を伸ばしたら届く距離（1 m程度以内）で15分以上の接触』

本マニュアルについては、現在の感染状況等から、従来の教育活動マニュアルの変更点や追加の内容について掲載しています。

■園の対応

登降園時

- 登園したら、石けんでの手洗いを実施する。
 - ※流水での手洗いができないときは、手指用の消毒液を補助的に用いる。
- 登園後、家庭での幼児の検温結果及び健康状態について確認し、家族の健康状態を含めた、幼児一人一人の健康観察を徹底する。
 - ※発熱の目安は、37度以上又は平熱+0.5度とする。
- 「健康観察カード」忘れ等で体調の確認ができない場合は、別室等で検温及び健康観察を行う。
- 登園直後を含め、園内で発熱がある幼児や平熱でも体調のすぐれない幼児には、家庭に連絡して早退させ、翌日から出席停止扱いとし、症状がなくなるまで自宅で休養させる。園で待機する間、他の者との接触を可能な限り避けられるよう配慮する。
- 登園時にマスクの所持について確認する。
 - ※所持していない場合は、園備蓄のマスクで対応する。
 - ※マスクの色やデザイン等は指定しない。

園生活で

- 幼児が、マスクの正しい着用、適切な手洗いの実施等の基本的な衛生対策を少しずつ自ら行うことができるよう、教師が手本を示したり一緒に行ったりするなど、継続的に指導する。
- 手指で目・鼻・口をできるだけ触らないよう指導する。
- 手洗いの6つのタイミング（①「外から保育室に入るとき」 ②「咳やくしゃみ 鼻をかんだとき」 ③「給食の前後」 ④「掃除の後」 ⑤「トイレの後」 ⑥「共有のものを触ったとき」など）について、必ず石けんでこまめに手洗いを実施するよう指導する。
- トイレや手洗い場の密を避けるために、学級ごとに利用する時間をずらしたり、待機場所に目印を付けたりするなどの工夫をする。

□マスクは、原則着用とする。ただし、戸外で十分な身体的距離が確保できる場合や、熱中症などの健康被害が発生する可能性がある判断される場合などは、マスクを外させる。暑いときや息苦しさを感ずるときにはマスクを外してもよいことを幼児に伝えたり、発達段階に応じてこまめに声をかけたりするなど、熱中症への対応を優先させる。

(衛生管理マニュアルP41～43参照)

□清掃・消毒については、衛生管理マニュアルを参考に行う。

(衛生管理マニュアルP28～31参照)

保育中（預かり保育を含む）

□保育室は、常時換気を行う。エアコン使用時も、1時間に1回以上の2方向換気を行う。

□教職員はマスクを着用するなどの飛沫防止対策を講じる。ただし、戸外での活動や、幼児との身体的距離が十分にとれる場合は、マスクを外してもよい。

□人数の多い学級は、空き保育室（分散）や遊戯室（広い空間）等を使用するなどの工夫を行う。

□近距離での会話や密になる状態を避けるよう、グループ活動や保育内容を工夫する。

□幼児が遊びたくなる拠点の分散、幼児同士が向かい合わないような遊具等の配置の工夫や教師の支援を継続する。

□幼児が様々な場所で活動している実態を踏まえ、適宜手洗いや手指の消毒ができるよう配慮する。

□幼児が向かい合って活動したり、集合して活動したりする場面では、できるだけ接触等を避けられるよう、遊び方を工夫したり、座席の配置を工夫したりする。

給食時

- 給食の調理作業や配食等は、「学校給食衛生管理基準」に基づいて実施する。
- 給食の配膳を行う幼児や教職員は、下痢や発熱、腹痛、嘔吐等の症状の有無、手指の確実な洗浄（または消毒）等を点検する。なお、配膳時は必ずマスクを着用する。
- 給食の前後に石けんによる手洗いを実施する。
- 配膳前には配膳台及び幼児用机の消毒を行う。
- トングやお玉などの使用に際して、食品に直接触れる箇所は絶対に触らないよう十分注意する。万が一、触れてしまった場合には食品に触れる前に必ず洗浄する。
- 幼児同士が向かい合って食べることをしないよう、座席配置を工夫するとともに、給食中は会話をひかえるよう促す。
- 食事後は、マスクを着用する。

その他

- 感染が心配で登園を控えさせたいと保護者から相談があった場合は、まずは事情をよく聴取し、園で講じる感染防止対策について十分に説明する。その上で、保護者の不安がある場合は、出席停止扱いとして欠席とはしない。
- 外来者には、玄関で手指消毒の実施を求めるとともに、検温を行う。

園行事等

- 集会等の園行事は、密の状態を避け、感染防止の工夫をした上で実施（縮小実施も含む）し、難しい場合は延期又は中止とすることを各園で判断する。
- 保育参観や保護者会を実施する場合は、感染防止対策を講じた上で、分散

などの工夫をして実施する。

- 身体測定や各種検診は、園医、園歯科医と相談し、実施の時期や実施方法を確認した上で実施する。特に、検診場所に一度に多くの幼児を入れない、検診器具の消毒を徹底するなどの対応をする。

■その他の健康・安全指導

熱中症予防について

- 戸外の活動において、気象の状況や活動内容等から、熱中症が発生する可能性が高いと判断した場合は、適宜マスクを外すよう促す。
- 室内でも、マスクを着用している状態では、熱中症のリスクが高まる心配があるため、熱中症が発生する可能性が高いと判断した場合はマスクを外させる。その際は、換気や幼児同士の間には十分な身体的距離を保つ等の配慮をする。
- マスクを着用している状態では、体温の上昇等が普段よりも起こりやすいと考えられるため、夏季においては、エアコンの適切な使用について配慮する。
- 自分の体調や気象状況に応じて、衣服の調整や水分補給などが適切にできるよう、必要に応じて声をかける。

■家庭へのお願い

登降園時

- 毎朝検温し、体温や咳、風邪症状などを「健康観察カード」等に記入する。
- 体温が高い（37度以上又は平熱+0.5度以上）、咳が出るなど、風邪の症状がある場合は、登園させない。
- 家族の検温も実施し、発熱や風邪の症状があるなど、体調が悪い家族がいる場合は、園に相談の上、場合によっては登園を控えさせる。この場合は、出席停止扱いとして欠席とはしない。
- ハンカチやタオルなどは、毎日洗濯したものを必ず持たせる。
- マスクは必ず持参させる。ただし、熱中症の心配があるときは、マスクを

外させてもよい。その場合は、人との身体的距離が十分に確保できるよう注意する。

□換気により窓を開けることが多くなるため、気温の変化に応じて調節できる衣服を用意する。

□降園時は、預かり保育を除き、できるだけ早めに帰宅する。

生活の中で

□帰宅後はすぐに石けんによる手洗いをするなど、家庭でも手洗い、咳エチケットなど「新しい生活様式」を実践する。

□適度な運動、適切な睡眠時間、バランスのよい食事で抵抗力（免疫力）を高める。

その他

□消毒液などに対するアレルギーがあったり、基礎疾患があったりする場合は、主治医等に相談した上で、対応について園と確認する。

□幼児や同居の家族が濃厚接触者となった、またはPCR検査等を受けることになったときは必ず園へ連絡する。

（休日の場合は市役所☎46-1111）

■教職員の感染防止

□教職員は、毎朝出勤前に検温を行い、発熱や風邪症状がある場合は出勤しない。

□日常生活において、マスクの着用や手洗いなどをこまめに行うなどの感染防止の取組を今後も継続して行う。

□園長は、体調不良の教職員（本人や同居の家族）がいる場合や、教職員が濃厚接触者であることが確認された場合には、必要に応じて関係諸機関と相談し、自宅待機や医療機関の受診等を速やかに指示し早急な対応を行う。

□教職員の家族内に感染拡大地域に通勤していたり、その地域から帰省等し

ていたりする者がいる場合には、その家族の体調等にも留意し、心配がある場合には園長に報告し、指示を仰ぐ。

■ 幼児や教職員が感染した場合や感染が疑われる場合の対応

- 幼児に発熱等の風邪の症状が見られるときは、症状がなくなるまでは自宅で休養するよう指導する。その場合、「出停・忌引等」として扱う。
- 幼児や教職員の陽性が確認された場合は、市や県の衛生部局と連携して、専門的立場からの指導・助言を受けながら、状況に応じた判断（閉鎖等とするか、その場合、措置の期間など）や対応（教室や当該幼児が活動した範囲の物品等の消毒など）を行う。
- 感染した幼児は、桐生保健福祉事務所（桐生保健所）の指示に従って、必要な期間（保健所が指示する）を出席停止とする。教職員も同様とし、出勤を認めない。
- 幼児が濃厚接触者となった場合は、PCR検査等の結果で陰性が出た場合でも、感染者と最後に濃厚接触した日の翌日から起算して2週間は出席停止とする。
- 教職員が濃厚接触者となった場合にも、PCR検査等の結果で陰性が出た場合でも、感染者と最後に濃厚接触した日の翌日から起算して2週間は出勤を認めない。
- 感染者や濃厚接触者となった幼児、その家族の情報の取扱いには細心の注意を払い、偏見やいじめなどが起きないように留意する。

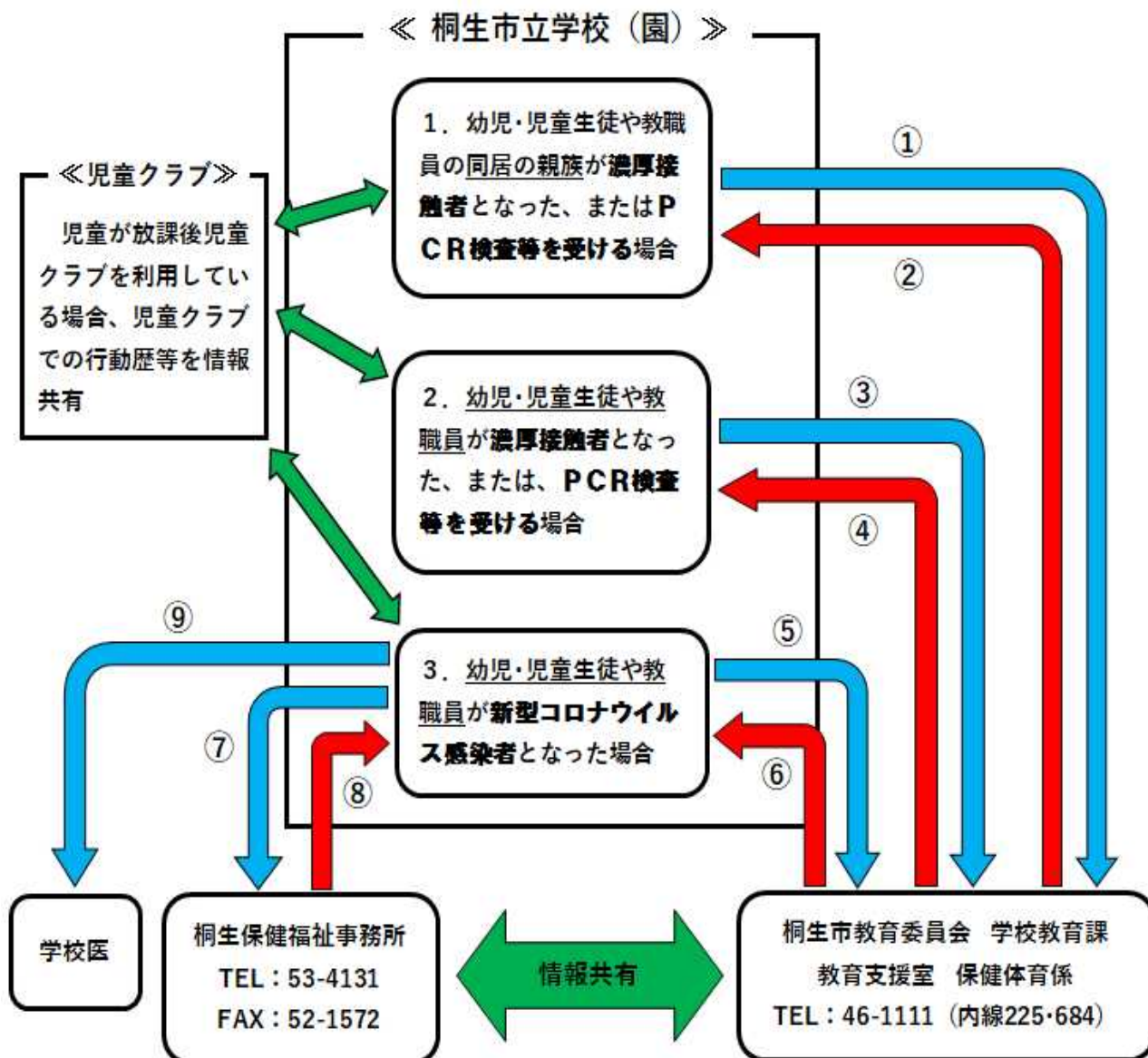
桐生市立学校（園）において新型コロナウイルス感染者（濃厚接触者）等が発生した場合の連絡・対応について 【令和3年4月12日現在】

桐生市教育委員会

標記の件について、

1. 幼児・児童生徒や教職員の同居の親族が濃厚接触者となった、またはPCR検査等を受ける場合
2. 幼児・児童生徒や教職員が濃厚接触者となった、またはPCR検査等を受ける場合
3. 幼児・児童生徒や教職員が感染者（PCR検査等で陽性）となった場合

それぞれの段階に応じた各学校（園）での初期対応について、フロー図にまとめましたので、御活用ください。



【1. 幼児・児童生徒や教職員の同居の親族が濃厚接触者となった、またはPCR検査等を受ける場合】

①	<p>学校(園) → 市教委</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 幼児・児童生徒や教職員の同居の親族が、濃厚接触者となった、またはPCR検査等を受けることを報告。 ・ 同居の親族が受けるPCR検査等の日程、検査結果等を報告。
	<p>市教委 → 学校(園)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 同居の親族のPCR検査等の日程、検査結果等について、報告を依頼する。 ・ 今後、濃厚接触者に特定される場合があるため、事前に当該幼児・児童生徒や教職員の学校(園)での行動歴等について記録しておくよう依頼する。 ・ 小学校において、放課後児童クラブを利用している児童が、濃厚接触者となる疑いがある場合、児童クラブでの行動歴や接触者等について、学童担当者と情報共有を図るよう依頼する。 ・ <u>同居の親族がPCR検査等で陽性となった場合、幼児・児童生徒または教職員が濃厚接触者となる可能性が高く、幼児・児童生徒または教職員に症状がある場合は、症状が出始めた日の2日前から、無症状の場合は、検査日の2日前からの行動歴等が必要となることを伝える。</u> ・ 同居の親族のPCR検査等の結果が出るまで、幼児・児童生徒は「出席停止」。教職員は「出勤を控えてもらう」ことを確認する。その際のサービス対応は「特別休暇」。 ・ PCR検査等で陰性だった場合、翌日から「登校(園)・出勤可」。 ・ 同居の親族が、手術等で事前にPCR検査等を受けることになった場合は、登校(園)・出勤して差し支えない。

【2. 幼児・児童生徒や教職員が濃厚接触者となった、またはPCR検査等を受ける場合】

③	<p>学校(園) → 市教委</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 幼児・児童生徒や教職員が濃厚接触者となった、またはPCR検査等を受けることを報告。 ・ PCR検査等の日程、検査結果等を報告。
	<p>市教委 → 学校(園)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ PCR検査等の日程、検査結果等について、報告を依頼する。 ・ 陽性者との接触歴、学校(園)での行動歴等について記録しておくよう依頼する。 ・ 小学校において、放課後児童クラブを利用している児童が、濃厚接触者となった場合、児童クラブでの行動歴や接触者等について、児童クラブ担当者と情報共有を図るよう依頼する。 ・ <u>※発熱等の体の不調が始まった日の2日前、また、無症状の場合は、検査日の2日前からの行動歴等について、令和3年4月5日付け通知「新型コロナウイルス感染症に関する検査等の報告について」に添付した様式1・様式2を参考に記録をとっておくよう依頼する。</u> ・ PCR検査等で陰性だった場合でも、感染者と最後に濃厚接触した日の翌日から起算して2週間、幼児・児童生徒は「出席停止」。教職員は「出勤を認めない」ことを確認する。その際のサービス対応は「特別休暇」。 ・ ☆濃厚接触者ではないが、風邪症状等により医師の勧めでPCR検査等を受けることになった場合、または、体調に不安を感じ、個人的にPCR検査等を受けることになった場合、結果が出るまで幼児・児童生徒は「出席停止」。教職員は「出勤を控えてもらう」ことを確認する。その際のサービス対応は「特別休暇」。→ PCR検査等で陰性だった場合、風邪症状等がなく体調面に心配がないことを前提に、翌日から「登校(園)・出勤可」。 ・ 濃厚接触者ではないが、手術等で事前にPCR検査等を受けることになった場合は、登校(園)・出勤して差し支えない。

【3. 幼児・児童生徒や教職員が感染者（PCR検査等で陽性）となった場合】

⑤	学校（園） → 市教委
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 幼児・児童生徒や教職員が感染者（PCR検査等で陽性）となったことを報告。 ・ 詳細について、記録（様式1・様式2）した内容等をメール等で報告。 ・ 桐生保健福祉事務所（以下、桐生保健所）から受けた指導助言の内容を報告。
⑥	市教委 → 学校（園）
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 感染状況について、桐生保健所及び学校医に報告し、指導を仰ぐよう指示する。 ・ 令和3年4月5日付け通知「新型コロナウイルス感染症に関する検査等の報告について」に添付した報告様式（様式1・様式2）の提出を依頼する。 ・ 臨時休業等の措置について、桐生市対策本部で検討し、指示する。期間については、学校（園）の消毒及び桐生保健所による濃厚接触者の特定が終わるまで（2～3日）を一つの目安とし、それ以降の休業の延長等は、別途協議し、追って連絡することを伝える。 ・ 臨時休業等の措置について、報道提供される前に、必ず保護者へ周知（各校のふれあいメール、保護者宛通知等）するよう指示する。 ・ 幼児・児童生徒は、PCR検査等で陰性となるまで「出席停止」、教職員は「出勤を認めない」ことを確認する。その際のサービス対応は「病気休暇」。
⑦	学校（園） → 桐生保健所
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 感染者の行動歴等について報告し、指導助言を受ける。
⑧	桐生保健所 → 学校（園）
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学校の消毒、濃厚接触者の特定など、調査への協力を依頼。
⑨	学校（園） → 学校医
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 感染者及び感染状況について報告し、指導助言を受ける。

【4. その他（追記）】

- ※ 濃厚接触者の目安 : 新型コロナウイルス感染者の発症前2日～欠席するまでの期間に、その感染者と、必要な感染予防策なしで、1m以内で15分以上接触した人。
- ※ 濃厚接触者の特定及び当事者への連絡等については、桐生保健所から各学校（園）に対して、行動歴等の情報と幼児・児童生徒名簿等の提供依頼があり、原則として、桐生保健所が直接、当事者へ連絡を入れるので、各学校（園）から、濃厚接触者の特定及び報告を保護者に連絡することはない。
- ※ 桐生市教育委員会では、幼児・児童生徒や教職員が感染者となった場合、桐生市対策本部会議にて、臨時休業の期間や実施方法等について検討し、各学校（園）へ伝える。
また、東部教育事務所や桐生市みどり市学校保健会会長からも指導・助言をいただき、各学校（園）へ伝える。

■「新しい生活様式」を踏まえた学校の行動基準について

本マニュアルでは、文部科学省「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～『学校の新しい生活様式』～」における行動基準及び群馬県『社会経済活動再開に向けたガイドライン』の警戒度と行動基準を参考に、地域の感染レベルを考慮した対応について記述している。

しかしながら、感染状況が日々変化していること、群馬県が示す警戒度と学校の行動基準が当初と大きく変わっていることなどから、一概に地域の感染レベルと学校の行動基準を結びつけることができない状況になっている。

従って、令和3年4月1日現在においては、下部記載の「『新しい生活様式』を踏まえた学校の行動基準」にある「レベル2」相当の対応が基準となると考えるが、それに加え、感染状況や各校園の状況を踏まえた対応の検討が必要になる。

なお、衛生管理マニュアルに記載されている行動基準は下部記載のとおりであるが、今後も、必要に応じて感染防止対策等について市教委から各校園へ伝えていく。

「新しい生活様式」を踏まえた学校の行動基準（衛生管理マニュアルより）

地域の感染レベル	身体的距離の確保	感染リスクの高い教科活動	部活動
レベル3	できるだけ2m程度 (最低1m)	行わない	個人や少人数での感染リスクの低い活動で短時間での活動に限定
レベル2	1mを目安に 学級内で最大限の間隔を取る	収束局面では、感染リスクの低い活動から徐々に実施 拡大局面では、感染リスクの高い活動を停止	感染リスクの低い活動から徐々に実施し、教師等が活動状況の確認を徹底
レベル1	1mを目安に 学級内で最大限の間隔を取る	適切な感染対策を行った上で実施	十分な感染対策を行った上で実施